

奈良県障害者計画の概要

1. 計画改定の趣旨

○計画改定にあたっての基本スタンス

障害のある人の目線に立って、障害のある人一人ひとりの『困りごと』に着目し、その解消を施策の基本と捉えて施策体系を再構築

【目指す社会】

- ◆障害のある人が、必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会
- ◆障害のある人が、地域の一員として生涯安心して暮らせる社会

2. 計画の骨子

現行計画

- ◆目標：障害のある人が暮らしやすいと感じることができる奈良県
- ◆施策推進の基本的な考え方
 - I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
 - II ライフステージを通じた切れ目のない支援

(i) 相談	1. 個別の障害に応じた相談システムの充実 (1) 個別相談システムの構築 (2) 相談機能の充実
(ii) 福祉	1. 在宅サービス等の充実 (1) 在宅サービス等の充実 (2) 福祉・介護等の人材の確保・育成 2. 住まいの確保 (1) グループホームの充実等による住まいの確保 (2) 施設入所を必要とする人への支援 3. 差別の解消及び権利擁護の推進 (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進 (2) 権利擁護の推進 4. 災害時における支援の充実 (1) 災害時における支援の充実
(iii) 保健・医療	1. 保健・医療の充実 (1) 医療と福祉の連携の強化 等 2. 療育の推進 (1) 早期発見・早期療育 (2) 地域療育体制の充実
(iv) 教育	1. 特別支援教育の充実 (1) インクルーシブ教育の充実 (2) 進路指導の充実と職場開拓の促進
(v) 雇用	1. 一般就労への支援 (1) 障害者雇用の促進 (2) 総合的な就労支援 2. 福祉的就労への支援 (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上
(vi) 社会参加	1. バリアフリーの推進 (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 2. 情報アクセシビリティの推進 (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報提供の充実 3. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実 4. 県民理解の促進 (1) 障害者理解の促進 (2) 行政機関における配慮

次期計画

- ◆目標：障害のある人一人ひとりの思いを実現できる奈良県
- ◆施策推進の基本的な考え方
 - I 障害のある人に寄り添った生活全般にわたる支援
 - II ライフステージを通じた切れ目のない支援
 - III 社会参加の促進による自己実現のための支援

(i) 理解	1. 障害のある人への理解の促進 (1) 障害理解の促進 (2) 行政機関における配慮 2. 差別の解消及び権利擁護の推進 (1) 障害を理由とする差別の解消及び虐待の防止の推進 (2) 権利擁護の推進
(ii) 相談	1. 日常生活全般の相談 (1) 相談支援ネットワークの構築 2. 障害特性等に応じた相談 (1) 相談機能の充実 3. 障害福祉サービスの利用に関する相談 (1) サービス等利用計画の質の向上
(iii) 生活支援	1. 障害福祉サービスの充実 (1) 在宅サービス等の充実 (2) 福祉人材等の確保・育成 2. ネットワークの強化 (1) 支援ネットワークの形成
(iv) 生活環境	1. 住まいの確保 (1) グループホームの充実等による住まいの確保 (2) 施設入所を必要とする人への支援 2. バリアフリーの推進 (1) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 3. 防犯対策の推進及び消費者被害の防止 (1) 防犯対策の推進 (2) 消費者被害の防止 4. 災害時における支援の充実 (1) 災害時における支援の充実
(v) 保健・医療	1. 保健・医療の充実 (1) 医療と福祉の連携の強化 等 2. 療育の推進 (1) 早期発見 (2) 地域療育体制の充実
(vi) 教育	1. 特別支援教育の充実 (1) インクルーシブ教育の充実 (2) 進路指導の充実
(vii) 就労	1. 雇用の促進 (1) 職場実習の促進 (2) 障害者雇用の促進 2. 就労の継続 (1) 総合的な就労支援 3. 福祉的就労への支援 (1) 福祉的就労の場の確保 (2) 優先調達の推進と工賃の向上
(viii) 社会参加	1. 情報アクセシビリティの推進 (1) 意思疎通支援の充実 (2) 情報保障の充実 2. スポーツ・文化芸術活動等の充実 (1) スポーツ活動の充実 (2) 文化芸術活動等の充実

◆計画改定のポイント

- 1. 施策分野「理解」の創設**
障害のある人の『困りごと』を解消し、障害のある人の社会参加を実質的なものとして、安心して生活するためには、障害に対する理解を深めることが最も重要であることから、全ての施策に横断的な視点として施策分野「理解」を創設
- 2. 施策分野「相談」の拡充**
障害のある人の『困りごと』の解消に向けて、日常生活や障害特性に応じた多様な相談に対応できる体制を整えるために施策分野「相談」を拡充
- 3. 施策分野「生活支援」「生活環境」の再構築**
障害のある人のその時々状況やライフステージに応じた適切な支援を受けられるよう切れ目のない支援を行うために、施策分野「生活支援」、「生活環境」を再構築
- 4. 施策分野「就労」の拡充**
障害のある人が自立していきいきと働けるよう支援するために、施策分野「就労」を拡充
- 5. 施策分野「社会参加」の充実**
障害のある人自らの決定に基づき社会活動に参加できるように支援するために、施策分野「社会参加」の充実

◆目指す方向

- 障害のある人の尊厳を守り、意思を尊重できる社会を目指します
- 障害のある人や関係者が何でも相談できる体制を整え、生活の安心を確保します
- 障害のある人自らの意思決定による活動を実行できるよう支援します
- 障害のある人自らの意思決定による活動を実行できる環境をつくります
- 障害のある人が安心して暮らすことができる保健・医療・療育体制を目指します
- 地域に根ざし、障害のある子ども一人ひとりの教育ニーズに対応します
- 就労による社会貢献を通じ障害のある人の自立した生活の実現を目指します
- 障害のある人の様々な社会活動への参加による自己実現を支援します